



会員規約

◇目的

第1条 この規定は、一般社団法人日本ソーシャルウォーク協会（以下「JSWA」という）の定款、第3章「会員」に関する事項を定めるものとする。

◇会員の定義

第2条 この規定でいう会員とは、JSWAの目的に賛同して入会または加盟し、その事業に協力支援する個人または法人及び団体等をいう。

◇会員の区分

第3条 会員の区分は、次のとおりとする。

会員：JSWAの目的に賛同し、その事業に協力・推進する個人若しくは法人、又は、地域若しくは職域のウォーキングの実践育成団体

- 個人正会員：JSWAの目的に賛同し、その事業に協力する個人及び個人正会員として入会したその同居家族会員
- 法人賛助会員A：JSWAの目的に賛同し賛助する法人またはそれに準ずる団体。入会基準は別途定める「法人賛助会員入会審査基準」による。
- 法人賛助会員B（災害リスク管理会員）：JSWAの目的に賛同し、JSWAに「帰宅困難者ウォーク」に関する運営を委託した法人、又はそれに準ずる団体。入会基準は別途定める「法人賛助会員入会審査基準」による。

◇社員の定義

第4条 協会の社員は、個人正会員をもって社員とする。

◇会費

第5条 JSWAの会員は定款第6条により社員総会において定められた別紙会費を納入しなければならない。

◇入会及び加盟

第6条 JSWAに入会、加盟するには次の手続きを経ることとする。

- 個人正会員として入会を希望するものは、別に定める「個人正会員登録書」に必要事項を記し、JSWAに提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 法人賛助会員A並びに法人賛助会員Bとして加盟を希望する団体は、「法人賛助会員登録書」または「災害リスク管理会員登録書」に、団体を証明できる会則、役員名簿、事業計画書、収支予算書、沿革など必要事項を記し、年会費を添えてJSWAに提出し、理事会の承認を得なければならない。

◇会員等の有効期間

第7条 会員等の登録有効期間は一年間とする。

◇登録の更新

第8条 登録を更新しようとする者等は、登録有効期限の一月前より第5条に準じて必要な手続きを行うものとする。

◇特典

第9条 会員の特典は、理事会の承認を経て別に定めることとする。

◇付則

- 第10条
- この規定は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。
 - 「会員資格の喪失」、「退会」、「除名」、および「会員の抛出金品の不返還」の定めについては、定款第3章7条、8条、9条および10条に記載のため、本会員規定から削除した。

年会費一覧

(1) 個人会員：

入会金 5,000 円、年会費 10,000 円

家族会員：入会金免除、年会費 10,000 円

※未就学児童は入会金、年間費ともに免除となりますが、本協会のイベント等に参加する場合は、家族同伴が参加条件となります。

(2) 法人賛助会員A：

年会費・一口 108,000 円（社員 30 人に対し、会員価格で本協会のイベントに参加できます）

(3) 法人賛助会員B（災害リスク管理会員）：

年間費 54,000 円（社員に対する特典はありません）

特典

	個人正会員	法人賛助会員A	法人賛助会員B (災害リスク管理会員)
会員証	●	●	●
WEBメールマガジン (年4回配信)	●	●	●